

京都市告示第133号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成16年4月2日

京都市長 榊本頼兼

名称	位置	区 域	供用開始 の 期 日
火打形公園	南区上鳥羽火打形町	南区上鳥羽火打形町他	平成16年4月3日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)